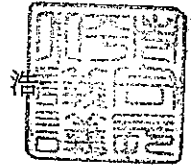




平議発第92号
令和7年9月22日

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子 殿

小平市議会議長 蛇川



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和7年10月7日までをお願いいたします。

小平市議会議長 虻川 浩 殿

会派名 一人会派と維新の会

会派代表者名 伊藤 央

質問者名 安竹 洋平

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問の理由及び趣旨

本年9月4日、こども家庭庁から「児童生徒等の保護者等が自ら行う災害共済給付の給付金の支払の請求に係る留意点について（周知依頼）」が発出された。その中で、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）が運用する災害共済給付の給付金支払請求の扱いについて、文部科学省を通じ、各教育委員会等に対し次の周知依頼がなされている。

「請求については、学校の設置者に当該請求の可否等を判断し、又は請求内容を審査する権限はないため、学校の設置者が学校の管理下で発生した災害であると認識しているか否かにかかわらず、学校の設置者は、経路機関として保護者等から提出された支払請求書を JSC に送付する義務があるものと解されます。したがって、学校の設置者が、保護者等から提出された支払請求書を JSC に送付しなかった場合には、保護者等の災害共済給付の給付金の請求を行う権利の侵害に当たる可能性があることから、学校の設置者が保護者等から受領した支払請求書については、速やかに当該請求書を JSC へ送付していただけますようお願い致します。」（下線も原文のまま）

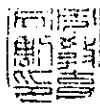
小平市ではこの周知内容に反する運用がなされていると聞く。そのため、市における JSC の災害共済給付制度の扱いについて、以下質問する（以下市教育委員会を「市教委」という。）。

2 質問項目

- (1) これまでに、給付対象となる災害が起きたにもかかわらず、学校や市教委が「学校の管理下で発生した災害とは認められない」という旨の理由から JSC に給付金の支払請求をしなかったケースはあるか。あるなら件数は。
- (2) これまでに、保護者等から提出された支払請求書（医療等の状況）や、一旦 JSC に送付されたものの返戻された支払請求について、学校や市教委がその請求の可否等を判断したり、請求内容を検討して保留または棄却したケースはあるか。
- (3) 保護者等から提出された支払請求書を JSC に送付する際、併せて学校が作成・提出する災害報告書（有印公文書）について、内容が事実と異なるとして有印公文書偽造の疑いをかけら

れたケースはあるか。あればどのようなケースで、JSCにはどのような内容で報告したか。

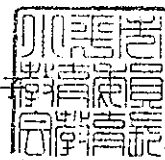
- (4) 災害の内容によっては、JSC から災害報告書の修正や診断書などの追加書類を求められることがあると聞く。JSC が必要とする診断書などを保護者等が提出しようとした際、学校が繰り返し受け取りを拒否したケースがあると聞くが、事実か。
- (5) 因果関係が争われている（係争中の）災害について、学務課が JSC に確認したところ、「センターは書類から読み取れる因果関係から独自に審査することができる。」「司法とは関係ない。」という回答を得たことが公文書に残されている。しかし、学務課は支払請求をした市民に対して、JSC に請求するには提訴して因果関係が認められる必要があり、裁判と関係がある、裁判が終結するまでは請求は保留、敗訴したら JSC への支払請求は取り下げる、敗訴すれば JSC の審査は受けられない、などの旨の事実と異なる説明をしていたと聞くが、事実か。
- (6) JSC から学務課を通じて学校に書類不備で支払請求が返された場合、保護者等へそのことを説明する責任は学校にあるという認識を学務課が持っていると思うが、事実か。
- (7) 養護教諭が保護者に「JSC からはまだ何も連絡がない」といった虚偽の説明を繰り返し、返戻された書類を保健室に1年ほど（隠し）持っていた事案があったと聞くが、事実か。
- (8) (7)の件について、当時の学務課長や職員が保護者との面談で、養護教諭の言動が事実であれば虚偽報告に当たると認め、確認すると述べたと聞くが、事実か。また実際に確認したのか。
- (9) (7)および(8)の件について、学務課の業務であるにもかかわらず指導課が関与したと聞くが、事実であればどのような理由で関与したのか。また、JSC への請求に関して、どのような場合に指導課が関与するのか。
- (10) (8)で約束されたとする確認、つまり調査がなされず、最近になって、当時の学務課長や学務課職員ではなく、現在の学務課職員などに聞き取りをし、「そのような調査依頼は受けていない」と回答し、「小平市として調査しない」と結論づけたと聞くが、事実か。
- (11) 裁判が終結するまで5年近く保留にされていた JSC への支払請求は、裁判が終結した後、どのような扱いになったのか。こども家庭庁からの周知依頼にあるとおり、市教委は診断書などを受け取って速やかに JSC に送付し、審査を受けさせるつもりはあるのか。
- (12) 市教委から保護者に対して、支払請求書が書類不備のまま10年を経過すると時効になるという説明がなされたと思うが、事実か。



平教教学収第186号
令和7年10月3日

小平市議会議長 虻川 浩 殿

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 及び 2 御質問のような事例はございません。
- 3 御質問のような事例は把握しておりません。
- 4 独立行政法人日本スポーツ振興センターから追加の書類を求められた際には、学校及び学務課では内容について判断することなく、当該センターへ提出しております。
- 5 個別の案件のため、回答は差し控えさせていただきます。
- 6 説明については、学校からいたしますが、問い合わせの内容によっては学務課から説明をする場合もございます。
- 7 及び 8 個別の案件のため、回答は差し控えさせていただきます。
- 9 個別の案件のため、回答は差し控えさせていただきます。
なお、請求に関して、指導課が関与することはありません。
- 10 及び 11 個別の案件のため、回答は差し控えさせていただきます。
- 12 個別の案件のため、回答は差し控えさせていただきます。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第32条の規定により、災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅することとなります。